

第144号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。